

「労働安全衛生規則第三十四条の二の六の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める
もの（仮称）」案に関する御意見の募集の結果について

令和8年2月20日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

標記について、令和7年10月23日（木）から同年11月22日（土）までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計9件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<p>【代替化学名等の設定方法について】</p> <p>商社など化学の専門人材を有しない輸入業者にとって、代替化学名の作成は極めて困難です。化学命名に関する専門知識を要するため、専門家の助言なしに適切な代替化学名を設定することは実質的に不可能です。そのため、厚生労働省において、代替化学名の作成支援を行う専門家やコンサルタントの指標を定め、輸入者が外部委託する相手の力量が把握できるような仕組みを設けていただきたい。</p> <p>また、商社が輸入する際、欧州から輸入する製品の場合は、現地法令に基づく代替化学名が既に用いられている場合があります。これらを日本側で改めて再命名することは、輸入者にとって大きな負担です。したがって、EUなど同等の化学物質管理制度を有する国で認められた代替化学名については、日本でもそのまま使用できるようにしていただきたい。</p>	<p>代替化学名等の通知は、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障が生じない範囲内で、かつ、化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合に行うことができるものです。事業者には代替化学名等による通知が義務付けされるものではありません。</p> <p>厚生労働省として、代替化学名の作成支援を行う専門家等を設けることは考えておりませんが、現在、適切な代替化学名等の設定方法を解説した指針等を作成しており、当該指針等を参照することにより、代替化学名等の設定は可能と考えております。</p> <p>また、日本国内で流通する製品には我が国の規制が適用されます。したがって、海外において既に代替化学名が設定されている物質についても、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）施行後の労働安全衛生法第57条の2第3項等に基づき、代替化学名を適切に設定する必要があります。</p>
2	<p>【対象物質の要件について】</p> <p>代替化学名を使用できる化学品の範囲を、有害性のGHS分類結果によって判断することは理解しますが、GHS分類は根拠とするデータや参照する分類情報によって結果が異なり得ます。輸入化学品の場合、海外の試験デ</p>	<p>代替化学名等による通知ができる化学物質は、国が行うGHS分類及び事業者が行うGHS分類のいずれのGHS分類においても、本告示で定める要件を満たす物と定めるとしており、国が行うGHS分類においては、入手可能な情報を国内外</p>

<p>一タを用いた分類結果が、日本政府によるGHS分類結果と異なる化学品が多数存在します。</p> <p>このように分類判断に恣意性が入り得る仕組みでは、営業秘密の保護を目的とする代替化学名制度の公正性・透明性が損なわれるおそれがあります。したがって、代替化学名を使用する場合には、有害性分類の根拠となるデータの出所を明確にし、参照した国・機関名、データの内容及び参照年月日等を併せて通知・開示することを省令上義務付けるべきと考えます。</p> <p>化学品のGHS分類において、データ不足により有害性の有無を判断できない項目は「分類できない」とされます。本案では、有害性が「区分外」等の化学品と同様に、「分類できない」化学品も代替化学名の使用が可能になります。これは、代替化学名を使った有害性が不明な化学品が「低リスク」と誤認されるおそれがあります。したがって、「分類できない」とされた化学品は、代替化学名を使用できる対象から除外するか、仮に使用を認める場合でも、一定の試験データや信頼性評価を提出することを条件とする制度設計を求めます。</p>	<p>を問わず収集し、これらの情報を基に専門家が検討・判断した結果を踏まえ、政府として適切に決定しており、恣意的な運用にはなり得ません。</p> <p>代替化学名等による成分情報の通知が可能な物質は、リスクアセスメントの実施に支障がないものとして告示で定めるとされているところ、本告示では、代替化学名等による通知ができないものについて、GHS分類の有害性クラス毎に要件を定めています。国及び事業者が行うGHS分類のいずれにおいても「分類できない」と区分されていることは、その時点において当該区分について有害性が確認されていないものであり、リスクアセスメントの実施に影響を及ぼす情報ではないことから、代替化学名等による通知が可能となります。</p> <p>また、上記の国が行うGHS分類に当たっては、入手可能な情報を国内外を問わず収集した上で判断していることから、「分類できない」と区分された場合に、試験データや信頼性評価を追加で提出することを求める必要はないものと考えます。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>特別規則等のうち、有機溶剤中毒予防規則に関しては混合物中において有機則に記載される物質の合計%（5%を超えて含有するもの）で規定されています。ここである有機則に記載されている成分でGHS分類に関与しないであろう、例えば0.05%の場合は非開示は可能ではないのでしょうか。特別規則等を考慮に含める場合において、有機則の裾切値を設けることを希望します。</p>	<p>代替化学名等を用いることができる物質は、有害性が確認されており健康障害を防止するために個別にばく露防止対策等を定めている物質を対象外とするため、告示において、労働安全衛生法施行令別表第三に掲げる物や令別表第六の二に掲げる物等の物に該当しないものと規定しており、有機則等の特別規則の適用対象物質については、濃度に関わらず対象外としています。</p>
3	<p>【対象物質について】</p> <p>危険程度の高くない物質について、労働者・消費者の安全より企業利益を優先させる改定が成される危惧があり、賛成できない。</p> <p>包括的な物質指定に多少なりとも危険度の有る化学物質が含まれるのであれば、国民の健康・生命に対する利益を優先させるのが国の義務ではないか。</p>	<p>本制度は、労働安全衛生法第57条の2の通知事項について、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障が生じない範囲内で、かつ、化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合に限り、当該物質の成分の情報についてのみ、代替化学名等による通知を認めるものです。</p> <p>さらに、譲渡・提供を受けた事業者がリスクアセスメントを実施するにあたり必要な「人体に及ぼす作用」や「講ずべき応急の措置」等の情報は、引き続き通知されることから、労働者の健康・安全は確保されると考えています。</p>
4	<p>【対象物質の変更について】</p> <p>初回指定時には特に問題とは思いますが、将来的に、NITEによるGHS分類の公表および変更、修正をもって、即座に秘匿不可になるといったことのないようご配慮をお願いします。特に変更・修正の場合は公開年度が変わらないため、変更・修正後即日適用にならないようお願いいたします。</p>	<p>代替化学名等による通知ができる化学物質の要件のうち、国が行うGHS分類に基づく要件については、本告示において現段階では令和7年3月31日までに分類されたものと定めることとしております。今後、新たに国が行うGHS分類が公表された場合には、本告示の分類の期日を改正することにより、対象となるGHS分類結果を変更することとし</p>

		ており、その適用日については、必要な経過措置を設けます。
5	<p>【物理化学的危険性の考慮について】</p> <p>本案では、有害性（健康影響）のみを基準として代替化学名の使用可否を判断していますが、化学物質には物理化学的な危険性（引火性、爆発性、酸化性など）も存在します。火災や漏洩事故発生時に、物質が代替化学名で表記されていると、不適切な消火方法や防護措置が選択されるおそれがあり、現場の安全確保に支障を来す可能性があります。</p> <p>したがって、引火性液体、可燃性ガス、酸化性物質など物理化学的危険性の高い区分（例：区分1～3）の物質は、代替化学名の使用対象から除外する、または、代替化学名を使用する場合でも、火災・漏洩時の措置情報を変更せず必ず記載することを義務化する、といった補完的な安全対策の導入が必要と考えます。</p>	<p>危険性については、それぞれの含有成分に関する情報がなくても、製品又は含有する各成分の「物理的及び化学的性質」、「安定性及び反応性」及び「流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置」等の情報は、引き続き通知されることとなっており、適切な消火方法や防護措置を選択することが可能であると考えています。このように適切ナリスクアセスメントや事故発生時の応急措置等は可能なことから、代替化学名等による通知の対象物質の要件に、危険性のGHS分類結果は要件に規定していません。</p>
6	<p>【中毒等に対する問い合わせ機関について】</p> <p>化学物質による事故や中毒が発生した際、迅速な対応ができるよう、24時間対応の中毒センター等の連絡先を国内で公的に整備・公開することを強く求めます。労働者や市民の安全確保のため、国や自治体による体制強化を検討してください。</p> <p>通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針案について、化学物質による事故や中毒が発生した際に迅速な対応ができるよう、24時間対応の中毒センター等の連絡先を国や自治体が公的に整備・公開することを強く要望</p>	<p>事業者は、代替化学名等を通知する場合には、SDS等に当該化学物質の成分名を直ちに回答できる緊急連絡先を記載することを義務付けており、化学物質による健康障害が生じた際に医師による診断、治療等に支障が生じることはないと考えています。</p> <p>緊急連絡先は、代替化学名等を通知する事業者の責任において適切に確保されるべきものであります。また、この緊急時の対応については外部機関等に委託することも可能です。</p>

	<p>します。これにより、労働者や市民の安全確保がより一層図られると考えます。企業側の追加負担が生じない形での体制強化を検討してください。</p>	
7	<p>【第三者に譲渡又は提供する場合のSDS等の記載方法について】</p> <p>代替化学名でSDSを貰った場合、ブレンド会社の場合は化学物質の特定が困難になりブレンドした製品で化学物質を合算をすることが困難になると思います。</p> <p>この場合は合算はできなくなりますが、ブレンド会社から顧客へ提出するSDSへはどのように表記をすればよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のように、代替化学名等を設定した成分を含む化学物質の譲渡又は提供を受けた者が、ブレンドなど更に加工を行った上で第三者に更に譲渡又は提供する場合のSDS等への成分情報等の記載方法としては、原材料を製造した当該代替化学名等の設定者と守秘義務契約等を締結する等により、成分等の情報を正しく把握した上で記載する必要があります。</p> <p>その上で、原材料を購入し化学物質のブレンドを行う事業者にとって、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障が生じない範囲内で、かつ、化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する物質が含まれている場合は、改正法施行後の労働安全衛生法第57条の2第3項等に従って、代替化学名等による通知ができます。</p>
8	<p>【施行日について】</p> <p>化学品の長いサプライチェーンの現状を踏まえて「施行日」以降に一定の猶予期間を設定することを提案します。安全データシート（SDS）が正式に改正内容を反映できるのはあくまでも施行日以降であるのに加え、原料メーカーからの改訂が反映されたSDSがない限り下流メーカーもSDSを改訂しようがないため。特に今回のような企業秘密を考慮した改正内容では、事前に原料メーカーも現行製品に新し</p>	<p>代替化学名等の通知は、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障が生じない範囲内で、かつ、化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する情報である場合に行うことができるものですので、事業者には代替化学名等による通知が義務付けされるものではありません。</p> <p>従って、原材料として購入した化学物質のSDSに代替化学名等が設定されている場合であっても、原材</p>

	<p>い通知物質を含有することを伝達することが難しい現状がある。また今回のような複雑な改正に対応するためにも各社SDSを作成するシステムについても、法令データの構築、システムの改修にも時間がかかり、令和8年4月1日には到底、間に合いそうにありません。</p>	<p>料を購入した事業者として成分の情報が企業の営業秘密に該当せず、開示することが原料メーカーとの秘密保持契約上問題がないのであれば、必ずしもSDSを改訂する必要はありません。</p> <p>また、原材料を購入した事業者にとってリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障が生じない範囲内で、かつ、化学物質の成分の情報が企業の営業秘密に該当する物質が含まれている場合は、改正法施行後の労働安全衛生法第57条の2第3項等に従って、代替化学名等による通知ができます。</p>
9	<p>【パブリックコメント時の資料等について】</p> <p>実際の改正内容の草案文章が提供されない状態でのパブリック・コメントは、コメントを正確に提出することが難しいです。今回のように、コンセプトや概念のような情報のみでは、どのような改正が実際に実施されるかが理解できない部分もあり、今後は必ず改正草案の文章等をもってパブリック・コメントを実施していただきたいです。</p> <p>リストを告示するパブコメでリストを示さないのは制度の趣旨に沿っていない。</p> <p>また、リスト掲載の条件に合わなくなった場合は、リストの改正を待たずに直ちに対象外と判断してよいか。逆にリスト掲載の条件を満たしたものは直ちに対象とみなしてよいか。</p>	<p>パブリックコメント時の概要資料において、本告示で定める代替化学名等による通知ができる化学物質の要件を詳細に示していることから、パブリックコメントとして十分なものであると考えています。</p> <p>また、本告示においては、代替化学名等が可能な物質の要件を示す予定であり、該当する物質のリストを規定することは考えていません。なお、本告示の要件を踏まえた物質のリストについては、追って厚生労働省HP等で公表することを検討します。</p>

	リスト改正の頻度と、反映のタイムラグを国民に対してコミットしていただきたい。	
--	----------------------------------------	--